

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により
通告します。

2020 年 5 月 28 日
東村山市議会議長 あて

議席番号 24 番
質 問 者 渡 辺 み の る

記

1. コロナウイルスへの対応と職員体制について

(1) コロナウイルス対策のための交代制勤務について

- ①交代制勤務を実施したことにより、職員にどのような影響が出たのか。正規・会計年度
任用職員（専門職）・会計年度任用職員（アシスタント職）それぞれで伺う。
- ②職員の交代制によって、担当業務などのフォロー体制はどのように整えたのか。
- ③交代制勤務や公共施設の休館、保育園・児童クラブの登園自粛などでシフトが減らさ
れたアシスタント職に対する休業補償はどのようになっているのか。
- ④コロナウイルス対策での課題などを今後の業務にどのように活かしていくのか。感染
症に対応できる BCP（業務継続計画）の策定も必要と考えるが、見解を伺う。

(2) コロナ対策本部の情報開示について

市民から「市がどのように動いているのかわからない」といった声が届いている。HP 上
では、市の対策本部は 4 月 10 日を最後に途切れている。対策本部でどのようなことが議
論された（もしくはされる）のかを迅速に市民に開示すべきであったと考える。今後の情報
開示の在り方を含めて見解を伺う。

(3) 定数管理計画の影響について

- ①これまで、定数管理計画によって職員定数を抑えてきたことが、コロナウイルス対策に
どの様な影響を与えたと考えているか。
- ②今回のような不測の事態や災害時に迅速かつ適切に対応するためには、職員を現在
の定数より増員する必要があると考える。退職手当債を早期に償還し、定数を増やす方
向にかじを切るべきと考えるが、市長の見解を伺う。

2. 委託先労働者の雇用と生活を守れ

- (1) コロナウイルスの影響で学校休業や公共施設の休館によって、縮小または停止している委託事業はいくつあるのか。
- (2) 縮小・停止した委託事業の委託料はどのようになっているのか。
- (3) 委託先事業者が労働者に休業手当を支給しているかどうかを把握しているのか。
また、委託先事業者の休業手当の状況についての市としての見解を伺う。
- (4) 今後、今回のような事態に備えて、市業務の継続性や労働者の権利保障のためにも、委託業務の見直しや公契約条例の制定を検討すべきと考えるが見解を伺う。

3. 子育て家庭及び保育所等への支援について

(1) 子育て家庭への支援

- ① 学校の臨時休業や保育園・幼稚園等への登園自粛などにより、子どもが常に家にいることにより、子どもや保護者に大きな影響が出ているが、市としてどのような支援を行ってきたのか。
- ② 3月～5月の子育て家庭からの相談件数は何件か。また、主な相談内容は何か。
- ③ メールだけでなく、土日も対応できるオンライン相談の仕組みが必要と考える。見解を伺う。
- ④ 保育所等では、自主的に登園を自粛している家庭への連絡などを通じて、家庭状況の把握や、子育ての相談支援などを行っている。こうした取り組みを、市が中心となって行うべきと考えるが、保育所等とはどのように連携しているのか。

(2) 保育所等への支援について

- ① 私立保育所と公立保育所で登園自粛の周知や家庭状況把握の方法・内容など、対応に違いはあったのか。あったとすればなぜ違いがあったのか。
- ② 認可外保育所では、保護者負担分の返還などにより、大きな打撃を受けている。副食費などが返還されない認可外保育所もある。保護者・施設双方のためにも認可外保育所への支援が必要と考えるが、検討しているのか。
- ③ 保育所などからは、「一時預かりや延長保育の利用が減り、運営が厳しくなっている」などの声を聴いている。保育所等への公定価格以外の補助金または交付金は、支払われるのか。

以上